

令和3年第7回農業委員会総会議事録

開催年月日	令和3年8月24日(火)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時00分	議長	進藤 貴一		
	閉会	午前 9時55分	議長	進藤 貴一		
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	岡 安 広	出席	1	長 澤 い と	/
	2	岩 上 賢	出席	2	川 野 信 之	/
	3	関 山 功 一	出席	3	齋 藤 光 則	/
	4	進 藤 貴 一	出席	4	渡 邊 明 子	/
	5	江 原 健 治	出席	5	神 田 潔	/
	6	小 野 田 憲 司	出席	6	小 林 一 夫	/
	7	山 下 幸 一	出席	7	安 野 和 好	/
	8	吉 田 敏 雄	出席	8	清 水 清	/
	9	大 山 峰 夫	出席	9	今 泉 志 江	/
	10	安 藤 富 司 夫	出席			
	11	荒 井 肇	出席			
	12	齋 藤 美 佐 夫	出席			
	13	江 口 泰 夫	出席		出席者	14名
14	小 島 俊 雄	出席				
参与制限 を受ける委員			会長からの 出席要請者		農政課	
事務局	事務局長	佐々木 雅美		局長補佐	本村 剛士	
	主査	大塚 一隆		主任	安藤 寛子	
	主任	塩村 孝太郎				
説明員	主査	大塚 一隆		主任	安藤 寛子	
	主任	塩村 孝太郎		農政課	新井 和久	
	農政課	大寫 康正		農政課	矢野 友基	

審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 白岡市農用地利用集積計画（利用権設定分）の決定について
- (3) 白岡市農用地利用集積計画（所有権移転分）の決定について
- (4) 白岡市農用地利用集積計画書の取消について
- (5) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) その他

議 事 の 経 過

発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、令和3年第7回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	<p>本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくをお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。</p> <p>お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。</p>
局長	<p>現在の出席委員は農業委員14名でございます。</p> <p>こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。</p> <p>なお、今回は新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、参集委員を減じての開会となります。</p> <p style="text-align: center;">【開会 午前9時00分】</p>
議長	現在出席委員14名であり定足数に達しておりますので、これから第7回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に小島委員、岡安委員を指名いたします。
議長	まず初めに、事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
事務局	事前にお配りした農業委員会総会資料中、議案第21号については、1件申請の取下げがありましたので、机に配布しております資料と差替えをお願いします。
<p><u>日程第1 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見</u></p>	
議長	日程第1 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	<p>議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。</p> <p>総会資料の2ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1につきましては、譲受人が、譲渡人からの貸借権の設定により使用し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、実家の離れで生活しておりますが、子供の成長などに伴って手狭となり、住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたもの</p>

	<p>です。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を委員にお願いいたします。</p>
委員	<p>議案第19号 番号1 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、8月19日に現地を確認致しました。</p> <p>現地案内図は1ページです。</p> <p>申請地周辺は宅地として利用されており、今後も宅地となる可能性の高い場所と思われます。更に申請地は駅、市役所から徒歩圏内にあり、1.4km以内となります。県道、小学校、中学校までも約300mと、今後も発展する可能性のある場所です。</p> <p>申請理由は事務局説明のとおりです。申請地は現在農地として管理されており、違反等はされておりません。</p> <p>従いましてこの案件については、申請理由や申請地の状況から転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって原案のとおり決定します。</p>
<p>日程第2 議案第20号 白岡市農用地利用集積計画（利用権設定分）の決定について</p>	
議長	<p>日程第2 議案第20号 白岡市農用地利用集積計画（利用権設定分）の決定について を議題といたします。農政課職員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">[農政課担当職員、事務局席へ移動]</p>
議長	<p>本案につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。</p>

<p>農政課</p>	<p>議案第20号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、農政課からご説明いたします。</p> <p>本計画の農地につきましては、平成27年度に農地中間管理事業を利用して、◎◎◎◎を通じ、□□□□(株)が借受けている農地でございます。</p> <p>今年度、貸借期間が令和3年12月6日で満了となることから、土地所有者に期間更新について意思を確認したところ、期間更新の申出があったため、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画を作成したものです。</p> <p>再設定件数 13件、筆数 25筆、面積 18,302.00㎡ 合計件数 13件、合計筆数 25筆、合計面積 18,302.00㎡</p> <p>となっております。</p> <p>計画の決定におきまして慎重な審議をお願いいたします。</p> <p>本日審議して頂いた農用地利用集積計画の始期については、中間管理事業を通ず利用権設定については、令和3年12月7日からとなります。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。農政課からの説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>農用地利用集積計画を通じ、遊休農地を有効利用することは良いことだと思う。利用するにあたり、お願いがあります。</p> <p>農道の利用についてですが、舗装でない農道を農業生産法人が私の地区の近くを利用しているが、農道がかなり荒れています。雨が降った後は、農機具が通れない状況です。大型機械を使用しているので、かなりの農道が荒れてしまっています。</p> <p>その辺りの指導については、市で行っているのでしょうか。</p>
<p>農政課</p>	<p>地元の方からご連絡を頂いた場合は、現地確認後、市の方で対応するか、民地の農地の場合は農業生産法人へ対応を依頼させていただいております。</p> <p>農道の場合は、理由によりますが、農政課で対応させていただく場合もあります。そのような場所があれば、農政課の方へご連絡いただければご対応させていただきますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>委員</p>	<p>それでは、後ほど現地を確認していただいて、農政課で対応できるのであればお願いしたい。</p> <p>また、今後も業者が利用するので、使い方や、業者も補修するような気持ちを持ってもらいたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>そのような意見を出して頂かないと、業者も分からない方もいるので、意見を出していただくことは結構なことだと思います。それによって、地元の方とコミュニケーションをとって頂けるのかなと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>このケースは他の農業法人にも同じようなことが言えるかと思います。以前も</p>

<p>委員</p> <p>委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>同じ話が出ていますので、農政課の方で指導して頂ければと思います。</p> <p>各委員からお話がありましたが、農道と言っても市道なので、市の責任もある。契約の際には、管理状況を業者との間で利用意向の話しをしてもらいたい。農道の安定的な利用を含めて考えてもらいたい。</p> <p>最近では農機具も大型化しており、農道が荒れてしまうことは当然のことである。今のようなことは、各委員の近くの農地で経験していることだと思います。それを解決するためには、市ももちろんのことですが、契約の際、両者の利用意向をきちんと交わして欲しい。</p> <p>農政課も含め、関係各課、業者間で管理状況、維持状況を管理しながら将来の農業政策につなげて欲しい。</p> <p>私の近くの農地でも同じ状況が起きています。話が重複してしまっていますが、農政課の方でも指導していただいて、対応をお願いしたい。</p> <p>他に御意見・御質疑等ございませんか。</p> <p>[質疑なしという声あり]</p> <p>お諮りします。本案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。</p> <p>[異議なしという声あり]</p> <p>異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定します。</p>
<p>日程第3 議案第21号 白岡市農用地利用集積計画（所有権移転分）の決定について</p>	
<p>議長</p> <p>議長</p> <p>農政課</p>	<p>日程第3 議案第21号 白岡市農用地利用集積計画（所有権移転分）の決定について を議題といたします。</p> <p>本案につきましては農業経営基盤強化促進法律第18条第1項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。</p> <p>議案第21号 白岡市農用地利用集積計画（所有権移転分）の決定について、農政課からご説明いたします。</p> <p>本農用地利用集積計画（案）につきましては、株式会社〇〇〇から提出された、「農業経営基盤強化促進法の規定による所有権移転申出書」に基づき作成したものでございます。</p> <p>配布させていただきました「白岡市農用地利用集積計画（案）」の最後のページに、本計画の「位置図」を添付しておりますので、そちらをご覧ください。</p> <p>篠津北東部、消防署篠津分署の東側に当たる場所につきましては、株式会社〇〇〇による土地改良事業の計画がございまして、</p> <p>位置図の白い点線で囲まれた区域が、土地改良事業の実施に向けて農地の集積を計画している区域でございまして、</p>

赤色で塗りつぶされている農地は、7月の農業委員会総会で御審議いただき、すでに集積が完了している農地でございます。

黄色で塗りつぶされている農地が、今回、追加で所有権移転の申出書が提出された農地でございます。

土地改良事業の実施に当たっては、対象区域の農地を株式会社〇〇〇が取得する必要があるため、株式会社△△△というコンサルティング会社が、これまで地権者との用地交渉を行ってきたところでございます。

「農用地利用集積計画」の告示に基づき、農地の売買を行う場合、農地法3条による農地の売買とは異なり、譲渡人（地権者）は、租税特別措置法の規定に基づき、譲渡所得税に800万円の控除を受けることが可能となります。

そのため、今回の申出書が提出されたものです。

現在も、一部交渉中の土地は残っておりますが、出来る限り農地の集積を進め、来月（9月）以降の農業委員会総会で、適宜、審議をお願いしていく予定でございます。

今回の申出内容でございますが、設定件数：1件 筆数：3筆 面積：2,793.00㎡となっております。

前回の申出と併せ、設定件数：61件 筆数：149筆
面積：95,131.56㎡の農地が集積されることとなります。

計画区内の農地につきましては、全部で設定件数：69件 筆数：160筆 面積：102,924.56㎡でございますので、筆数で集積割合を計算しますと、計画区域の約93%の農地が、集積されたこととなります。

次に、所有権移転の時期、対価の支払い期限、引渡時期につきましては、令和3年9月30日となっております。

本日、審議していただいております「農用地利用集積計画」が決定された場合、9月上旬頃に市が「農用地利用集積計画」の告示を行います。

その後、株式会社〇〇〇が、令和3年9月30日に、各地権者に対し対価の支払いを実施いたします。

市は、株式会社〇〇〇が地権者に対価を支払ったことを書類等で確認したうえで、市の嘱託登記により、地権者から株式会社〇〇〇に所有権移転の登記を行うものです。

株式会社〇〇〇は、対象地区の所有権移転が完了した後、民間事業者による土地改良事業を実施する予定となっております。

次に、株式会社〇〇〇についてでございますが、山梨県にある本社を含め、全国に7つのグループ会社を持つ農業法人でございます。（〇〇〇、△△、□□□、☆☆☆、◎◎◎、●●●、■●■）

生産品目は、トマトがメインで、（ほかにリーフレタス等）白岡市でも、施設園芸によるトマト栽培（水耕栽培）を予定しているとのことでございます。内容につきましては、資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農政課からの説明は、以上でございます。

議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	前回お配り頂いた資料は5件集積になるという話でしたが、今回修正件数は3件ということで、比較してみますと、小さい面積の農地の交渉がうまくいかないということですが、先ほどの説明の中で、土地の交渉は93%集積、残りの7%の農地は地権者が直接持っている農地なのか、あるいは他の方が所有している農地なのか、また、現場の交渉を行うことは大変難しいことだと思われるが、農政課が実態としてとらえている状況についてお伺いしたい。
農政課	農地の状況については、業者等が所有していることはありません。地権者の所有となっております。土地の交渉については、株式会社△△△が行っております。交渉上難しい所につきましては、市の方でも事業の説明ということで、地権者へ説明を行わせていただくこともあります。交渉は難しいところですが、業者等が農地を所有しているということはありません。
委員	土地の交渉は難しいので、農政課一丸となって交渉にあたっていただきたい。広い荒廃した農地を有効に利用するため、地権者にもご理解いただき、地権者と交渉にあっているコンサルティング会社及び農政課も一緒に将来を見据えた農業政策に協力いただきたいと思う。
議長	他に御意見・御質疑等ございますか。 [質疑なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定します。
日程第4 議案第22号 白岡市農用地利用集積計画の取消について	
議長	日程第4 議案第22号 白岡市農用地利用集積計画書の取消について を議題といたします。
議長	本案につきましては農業経営基盤強化促進法第20条の2第2項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。 これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	議案第22号 白岡市農用地利用集積計画の取消について、農政課からご説明いたします。 本件の農用地利用集積計画は、令和2年6月の農業委員会総会で承認され、令和2年7月3日に公告がされたものでございます。

この農用地利用集積計画の一部について、取消しを行うものでございます。
資料の1ページ目をご覧ください。

赤の取消し線が引かせていただいたものがございます。

こちらにつきましては、令和3年7月19日付で、借受人と貸付人の連名により、農用地利用権設定取消願が提出されました。

農用地利用集積計画の取消しにつきましては、農業経営基盤強化促進法第20条の2第2項の規定で、農業委員会の決定を経ることとされておりますので、御審議をお願いいたします。

取消しする申出の内容でございますが、

番号：新1

借受人：(株)○○○ 貸付人：◎◎◎

筆数：5筆 面積：3,089㎡ 利用権の種類：使用貸借利用権の設定期間：令和2年7月7日から令和5年7月6日まで(3年間)となっているものでございます。

取消し理由でございますが、貸付人と借受人の(株)○○○の間で契約の内容に錯誤があり、貸付人の都合で、(株)○○○に当農地の「作業委託」を行う予定で考えておりましたが、実施には、農業経営基盤強化促進法に基づく「農用地利用集積計画」による「使用貸借」の手続きが取られたものでございます。

今年度になって、申請者が手続きの錯誤に気づき、(株)○○○を通じて、農政課に取消についての相談がございました。(5月頃)その結果、「農用地利用権設定等取消願」を提出していただき、「農用地利用集積計画」の取消しを行うことになりました。

7月に、この「農用地利用権設定等取消願」が提出されたため、今月の農業委員会総会で、「白岡市農用地利用集積計画の取消しについて」を議題とさせていただいたものでございます。

今回白岡市農用地利用集積計画の取消しについて承認後、9月上旬に一部取消の告示を行ったのち取消の予定となっております。

以上、説明とさせていただきます。

議長

説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

委員

この案件については、◎◎◎から相談があり、○○○に話をしました。

農政課が述べた理由によって取消となるわけですが、心配なのは、取消された後、農地が荒れてしまうことです。できることなら、諸問題が解決された後、再度○○○に耕作してもらえればと思うのですが、いかがでしょうか。

農政課

地権者の代理人の方と、○○○とお話をさせていただいております。農用地利用集積計画使用貸借については取消をさせていただきますが、今後としましては、作業委託として○○○が土地を管理することは変わりないと伺っております。契約の形態が変わるだけで、管理はそのまま○○○が行う形となります。

議長	他に御意見・御質疑等ございますか。 [質疑なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定します。

日程第5 議案第23号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議長	日程第5 議案第23号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。
議長	本案につきましては農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>今回、農用地区域からの除外につきまして、令和3年6月7日から6月18日までの2週間をもって受付しましたところ、14件の変更申請と1件の認可後の計画変更申請がございました。本日は、この15件につきまして、お諮りさせていただきたいと存じます。</p> <p>皆様には、今回の除外案件の総括表と各案件をまとめてインデックスをつけた厚い資料を事前に配布させていただいております。</p> <p>本議案については、こちらを基に説明させていただきます。</p> <p>なお、こちらの資料は、会議終了後、回収をさせていただきますので、机の上に置いたままにしておいてください。</p> <p>まず、除外の要点についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、除外の計画が不要不急でないことです。今どうしてもそこが必要でそこではなければならない理由が必要となります。</p> <p>続きまして、除外を行う場合は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の5つの要件を全て満たす必要があります。</p> <p>1号 農用地区域以外に代替する土地がないこと。 2号 農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれがないこと。 3号 担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。 4号 農業用施設の機能に支障を及ぼさないこと。 5号 土地改良事業の工事完了後、8年が経過していること。</p> <p>とされております。</p> <p>また、「農業振興地域の整備に関する法律」において、農業委員会、農業協同組合、土地改良区に意見を求めることとなっております。</p>

今回の会議に先立ちまして各団体に意見照会を行っておりますので、「意見あり」の回答があった案件については、各案件の説明の後にお伝えさせていただきます。

それでは、今回申し出のあった案件に移らせていただきます。

○番号1

除外申出地は高岩字野中です。

事業計画者は現在市内で両親と生活しておりますが、結婚が決まり、両親から独立するため、市内で姉宅からも近い申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

○番号2

除外申出地は高岩字六間の一部です。

事業計画者は市内のアパートに住んでおりますが、子どもが生まれ、アパートが手狭になったことから、妻の実家の近くである申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

○番号3

除外申出地は下野田字宿です。

事業計画者は申出地に隣接する住宅に家族7人で生活しており、現在自動車7台を保有しておりますが、駐車場が狭いことや、自動車を利用する時間帯がバラバラで入れ替えが頻繁に生じることから不便さを感じていました。そこで、住宅に隣接する申出地を売買により取得し、それぞれが入れ替えすることなくスムーズに道路に出るための駐車場を確保するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

○番号4

除外申出地は高岩字野中の一部です。

事業計画者は現在市内のアパートに住んでおりますが、子供の成長に伴いアパートが手狭となったことから、実家の向かいにある申出地を祖父からの使用貸借により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

○番号5

除外申出地は上野田字南下原の一部です。

事業計画者は現在市外の社宅に住んでおりますが、手狭になったことから、妻の姉や妻の実家から近くにある申出地を義理の父から使用貸借により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

り、除外の見込みがあると判断します。

○番号6

除外申出地は高岩字山ノ下の一部です。

事業計画者は現在市内のアパートに住んでおりますが、子供の誕生に伴いアパートが手狭になったことから、妻の実家からも近い申出地を義理の母から使用貸借により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

○番号7

除外申出地は高岩字六間の一部です。

事業計画者は現在市内のアパートに住んでおりますが、子供の成長に伴いアパートが手狭になったことから、長男が通う保育所から近くにある申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

○番号8

除外申出地は高岩字野中の一部です。

事業計画者は現在市内のアパートに住んでおりますが、婚約して家財道具が増えたことに伴いアパートが手狭になったことから、実家の近くである申出地を父から使用貸借により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、譲渡人である父が所有する農地に越境して建物が存在しており、農地として適正に管理されていないため、問題ありと判断します。

なお、この案件については、農業委員会から懸念事項が全て解消されない限り、整備計画の変更については不相当との意見が出ております。

○番号9から番号14まで

除外申出地は高岩字内腰巻の一部です。

事業計画者6名は任意組合である「〇〇〇援農会」に参加し、〇〇〇の農業支援を行うために〇〇〇所有の農地を売買により取得し、農業従事者住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、関係法令に基づく許認可等がなされるか不透明であり、具体的な転用計画があるとは判断できないため、除外の見込みなしと判断します。

○変更1

除外申出地は高岩字六間です。

こちらは令和元年12月に除外申出を行い、令和2年12月15日付けで農用地区域から除外の認可を受けた土地になります。当初は平屋建てを予定しておりましたが、夜勤による子供への影響等を考慮した結果、2階建てにし、建築面積が減少したことで、除外認可後に土地利用計画が変更となったものです。

こちらの案件については、既に除外がされているため、報告とさせていただきます。以上で、説明を終わりといたします。

議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	9から14については、見込みなしということですが、農家住宅を建築するにあたり、農家証明書が必要かと思われませんが、この状態が出るのでしょうか。
農政課	<p>当該申出地につきましては、農業従事者住宅を建築するにあたりまして、都市計画法上、本市農業委員会が発行する農家証明書等が必要となります。</p> <p>農家証明書を発行できる条件が経営耕地面積10a以上で農業が営まれていること、または、農産物販売金額が年間15万円以上であるものとしておりますが、現時点でそれを証明する客観的な資料の提出がなく、また現時点で証明書を発行できる見込が無いということで事務局からも確認はしているところでございます。</p>
委員	理由書を見ますと、〇〇〇の援農友の会という任意組合を設立して農業研修規約契約書をもって農家証明書を用意するとありますが、これは認められないということでしょうか。
農政課	現時点で、農業研修規約契約書をもって農家証明書を発行できる認識ではございません。あくまでも確定申告書の写しですとか、そういったものを基に農業委員会で判断していただいて、発行できるようであれば発行していただくと考えております。
委員	この案件については、関係課とも関連するかと思われませんが、その辺は調整しているのでしょうか。
農政課	もちろんこの案件については、建築課と協議しておりまして、建築課の方から農業従事者住宅を建てるにあたっては農家証明書の提出を確認する必要があるということで、事前に指摘は受けております。
委員	農業従事者住宅は今までになかったもので、疑問に思い、質問させていただきました。
委員	9から14に関して、除外理由として農家従事者住宅と書いてあるのですが、それに関し、除外の時に特別な取扱等はあるのでしょうか。
農政課	<p>特段、特別な取扱等はありません。</p> <p>各関係課から指摘するような事項があればそれを是正させていただく形となっております。農政課の方で農家従事者住宅について特段の取扱等はないと認識しております。</p>
委員	除外理由については、自己用住宅の建築ということで特段農家従事者住宅と書く必要がないように思ったので。
議長	今までもこういう言葉は聞いた覚えがないように思われますが。

委員	これを見ると、農家従事者住宅は特別な扱いで一般の除外よりはやわらかいのかというイメージが出てきたので。
議長	他に御意見・御質疑等ございますか。 [質疑なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案につきましては、新規番号1から7及び除外認可後に計画変更となった案件の番号1についてはやむを得ないものと認め、番号8から14については農政課の説明どおりとした各案件への意見を付して、市へ回答することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第23号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第19号から第23号に係る議事を終了いたします。
<u>協議報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項1 農地法第5条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は3件でございます。 総会資料の10ページ目を御覧願います。 番号1から3につきましては、住宅敷のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について でございますが、今回報告は2件でございます。 総会資料の11ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、令和3年7月1日に解約があったものです。解約理由としては、耕作者が高齢となったためとなります。 番号2につきましては、令和3年8月31日に解約となるものです。解約理由としては、経営規模の縮小のためとなります。

議長	<p>説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p>[質疑なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑もないようですので、協議報告事項3 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>○農業委員会活動記録の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皆様ご提出ありがとうございます。今回お預かりしました活動記録につきましては、来月の総会時に返却させていただきます。 <p>○来月の農地改良等現地パトロールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月7日 荒井委員・大山地区推進委員 ・9月21日 山下委員・齋藤委員・日勝地区推進委員 <p>必要に応じて日程変更をお願いします。</p> <p>また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。</p> <p>上記日程で予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、パトロールを中止する場合がございます。その際は改めてご連絡させていただきます。</p> <p>○来月総会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月24日（金）午前9時 ・議事録署名委員の小島委員、岡安委員の両委員は来月印鑑をお願いします。
議長	<p>内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。</p> <p>[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。</p> <p>【終了 午前9時55分】</p>